

利用上の注意

商業統計調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第23号)であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって実施されています。

1. 集計対象

この統計表は、平成9年6月1日現在で実施した平成9年商業統計調査の調査結果のうち、小売業を営む商店について、業態分類の定義に従って再集計したものです。

2. 業態分類の定義

業態分類の定義は、次ページの「業態分類」表のとおりです。

なお、平成9年調査において業態定義の見直しを行っており、概況部分については平成9年と同定義で平成3年、平成6年を集計し直した数値で読み込みを行っています。

業態分類の定義の変更点は、次のとおりです。

- ① 「コンビニエンス・ストア」の定義については、従来の売場面積「50㎡以上500㎡未満」、営業時間「12時間以上又は閉店時刻21時00分以降」から売場面積「30㎡以上250㎡未満」、営業時間「14時間以上」とし、取扱商品については「飲食料品を取り扱っていること」を追加します。
- ② 「コンビニエンス・ストア」の定義変更に伴い、「専門スーパー」の売場面積は従来の「500㎡以上」から「250㎡以上」とします。
- ③ 従来分類の「その他の総合スーパー」の名称を「各種商品取扱店」とし、「その他のスーパー」の内数とします。
- ④ 従来分類の「その他の商品小売業」の名称を「中心店」とします。
- ⑤ 従来分類の「その他」の名称を「その他の小売店」とします。
- ⑥ 従来分類の「その他の商品小売業」のうち、「各種商品小売店」を「各種商品取扱店」とし、「その他の小売店」の内数とします。

3. 主な用語の説明

(1) 商店数

一定の場所で、主として個人消費用又は家庭消費用の商品を販売する事業所をいいます。

(2) 従業者数

平成9年6月1日現在で、主としてその商店の業務に従事している者をいい、個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員を含む常時雇用従業者(平成9年4月、5月の2か月間に、それぞれの月に18日以上雇用され、調査日現在も雇用されている臨時及び日雇の者を含む)をいいます。

(3) 年間販売額

平成8年6月1日から平成9年5月31日までの1年間の商品販売額をいい、消費税額を含みます。

(4) その他の収入額

平成8年6月1日から平成9年5月31日までの1年間の修理料、仲立手数料、製造業出荷額、サービス業収入額等、商品販売額以外の収入額を合計したものをいいます。

(5) 商品手持額

平成9年6月1日現在で、商店が販売する目的で保有しているすべての手持商品の金額をいいます。手持商品の評価は、原則として仕入原価によります。

業 態 分 類

区 分	セルフ方式 (注1)	取扱商品	売 場 面 積	営 業 時 間	備 考
1. 百 貨 店					
1 大 型 百 貨 店	×		3000㎡以上（都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		5411百貨店 注： ここでいう百貨店とは、衣・食・住の商品群のそれぞれが10%以上70%未満を取り扱っている従業者50人以上のいわゆる百貨店及び総合スーパー
2 その他の百貨店			3000㎡未満（都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		
2. 総 合 ス ー パ ー					
1 大型総合スーパー	○		3000㎡以上（都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満（都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		
3. 専 門 ス ー パ ー					
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
4. コンビニエンス・ストア	○	食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上 終日営業	
うち終日営業店					
5. その他のスーパー	○				2、3、4以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注2)					
6. 専 門 店					
1 衣料品専門店	×	551、552、553、554、5591、5592、5599のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		562～568、5691、5692、5693、(5694+5695)、5699のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5711～5714、572、581～584、589、591～598、5991～5994、5999のいずれかが90%以上			
7. 中 心 店					
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			6に該当する小売店を除く
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
8. その他の小売店	×				1、6、7以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					

(注1) : セルフ方式店とは、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している商店

(注2、3) : 各種商品取扱店とは、5499その他の各種商品小売業（注4）に格付けされた小売商店であって、（注2）はセルフサービス方式を採用、（注3）はセルフサービス方式を採用していない商店

(注4) : 5499その他の各種商品小売業とは、衣・食・住の商品群のそれぞれが50%未満の商品を取り扱っている従業者50人未満の商店

(6) 売場面積

平成9年6月1日現在で、商店が商品を販売するために実際に使用している延床面積をいいます。ただし、牛乳小売業、自動車(新車・中古)小売業、畳(製造・非製造)小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業に属する商店、また、店頭での販売がない訪問販売、通信・カタログ販売など売場面積のない商店も除きます。

(7) 商品販売形態

① 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいいます。

② 訪問販売

セールスマン等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。

③ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、銀行振込などの通信手段による購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいいます。

④ 自動販売機による販売

商店が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。

⑤ その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの「月極販売」及び上記①～④以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

(8) 来客用駐車場(小売業のみ)

平成9年6月1日現在で、来客者の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。

① 専用駐車場

自己所有又は契約等により、その商店が単独で利用できる来客用の駐車場をいいます。

② 共用駐車場

他の商店等と共用で使用しており、その商店が単独で利用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいいます。

③ 収容台数

満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延収容台数ではありません。

4. 記号及び注記

(1) 年間販売額、その他の収入額及び商品手持額の数値については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しません。

(2) 売場面積1㎡当たりの年間販売額は、売場面積を持つ商店についてのみ算出しています。

(3) この統計表中、「―」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表しています。「x」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所ですが、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も同様としています。

5. その他の注意事項

- (1) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「通商産業大臣官房調査統計部 平成9年 商業統計表 業態別統計編(小売業)」による旨を明記してください。
- (2) この統計表についての照会等は、下記までお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

通商産業大臣官房調査統計部商工統計課

電話 (03) 3501-9945、9929(ダイヤルイン)